

高槻市告示第 167 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域の指定解除について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 81 条の 12 第 2 項の規定により、令和 6 年高槻市告示第 431 号により指定した要届出管理区域の指定を解除する。

令和 7 年 4 月 7 日

高槻市長 濱田 剛史

1 指定を解除する区域の所在地

高槻市前島五丁目 305 番 2、306 番 1 の各一部（別図のとおり）

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）第 48 条の 33 第 2 項の基準に適合していない管理有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

指定解除要届出管理区域

